

## 愛川町空き家解体費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の解体後、新たに住宅を建設して愛川町に定住しようとする者に対して、愛川町空き家解体費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則（昭和55年愛川町規則第5号）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 愛川町空き家バンク事業実施要綱（平成27年4月1日施行）の規定により、空き家バンク登録台帳に登録された居住用家屋をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 移住者 所有者等と売買契約の締結により新たに空き家の所有者となることが決定している者をいう。

(補助対象の空き家)

第3条 補助金の対象となる空き家は、補助金の申請年度内に解体の完了が見込まれる空き家とする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、空き家の解体後に自らの居住の用に供する住宅を建設する予定の者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 空き家の所有者等から当該空き家を取得した者
- (2) 空き家の所有者等から解体に係る同意が得られている移住者

(補助対象の除外者)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除外するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の同一世帯に属する者が町税（国民健康保険税を含む。）の滞納者である場合又は愛川町暴力団排除条例（平成23年愛川町条例第16号。以下「暴排条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係を有するものである場合

(2) その他町長が適当でないとした場合

(補助対象の経費等)

第6条 補助金の対象となる経費は、施工業者を利用した解体に要する経費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条の対象となる経費の2分の1以内(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。)とし、30万円を限度とする。

(補助金の申請)

第8条 申請者は、解体の着工前に、愛川町空き家解体費補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、愛川町空き家解体費補助金交付(不交付)決定通知書(第2号様式。以下「決定通知書」という。)により申請した者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第10条 前条の決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次の各号のいずれかについて変更しようとするとき又は解体を中止しようとするときは、あらかじめ愛川町空き家解体費補助金変更承認申請書(第3号様式。以下「変更申請書」という。)にその内容が確認できる必要書類を添えて町長に提出し、変更又は中止について承認を受けなければならない。

(1) 申請書の内容に関わること。

(2) 第3条から第7条までに規定する補助金の要件等に関わること。

(3) 決定通知書の交付の条件に抵触すること。

2 町長は、前項の変更申請書を承認したときは、愛川町空き家解体費補助金変更承認決定通知書(第4号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、解体を完了した日から30日以内又は当該年度の年度末のいずれか早い日までに、愛川町空き家解体費補助金実績報告書(第5号様式。以下「実績報告書」という。)に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、要件に適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、愛川町空き家

解体費補助金交付確定通知書（第6号様式。以下「確定通知書」という。）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 前条の確定通知書を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、愛川町空き家解体費補助金交付請求書（第7号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第14条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 建設が完了した住宅に入居後、5年を経過する日までに、当該住宅を退去したとき。ただし、退去した年度内に、新たに入居者がいる場合は、この限りでない。

(2) 第3条から第7条までに規定する補助金の交付の要件等を満たさなくなったとき。

2 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付日から起算して6か月を経過する日までに、自らの居住の用に供する住宅の建設に着手しなかったとき。

(2) 補助金の交付日から起算して5年を経過する日までに、交付決定者の同一世帯に属する者に町税（国民健康保険税を含む。）の滞納があったとき。

3 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、愛川町空き家解体費補助金交付取消通知書（第8号様式。以下「取消通知書」という。）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 町長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、愛川町空き家解体費補助金還付命令書（第9号様式）により補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合において、返還を求める金額は、住宅の建設が完了した日又は補助金の交付日からの経過年数により別表のとおりとする。

2 町長は、前条第2項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、愛川町空き家解体費補助金還付命令書により補助金の全部の返還を命ずるものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第15条関係）

経過年数	返還（納付）金額
1年未満	補助金確定額の100%
1年以上2年未満	補助金確定額の80%
2年以上3年未満	補助金確定額の60%
3年以上4年未満	補助金確定額の40%
4年以上5年未満	補助金確定額の20%